

## 電子申請による建設リサイクル法に基づく届出等について（年末年始の取扱い）

土曜日・日曜日・祝日でも、電子申請による届出等は可能です。ただし、**届出等の内容に不備がある場合は、工事着手予定日までに「届出完了のお知らせ」等が発行できないおそれがあります。**令和7年12月27日から令和8年1月4日の間に届出等の提出を予定している場合は、**余裕をもって提出をしていただくよう、お願ひいたします。**

